

EU 関税制度

対日輸入適用税率 関税分類に関する近年の動き 詳細

1. 関税分類に関する近年の動き	1
2. DVI端子付きLCDモニター	3
3. フラット・パネル・ディスプレイ	5
4. デジタル複合機	5
5. セット・トップ・ボックス	6
6. デジタルカメラ	7
7. 携帯電話	8
8. 自動車向けマルチメディアセンター	9

1. 関税分類に関する近年の動き

(1) 適用法令

関税および統計的分類表ならびに共通関税率に関する 1987 年 7 月 23 日付理事会規則 2658/87 (1987 年 9 月 7 日付官報 L256 掲載) (規則 493/2005、301/2007、179/2009、861/2010、620/2011、555/2011、927/2012、517/2013、952/2013、953/2013、1001/2013、1101/2014、2015/1754、2016/1047、2016/1821、2017/1925、2018/125、2018/1602、2019/1776、2020/1577、2020/2159、2021/1832、2022/1998、2023/2364 などにより改正)

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:31987R2658>

(改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照)

関税および統計的分類表、ならびに共通関税率に関する理事会規則 2658/87 の付属書 I を改正する 2022 年 9 月 20 日付欧州委員会実施規則 2022/1998 (2022 年 10 月 31 日付官報 L282 掲載)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32022R1998>

関税および統計的分類表、ならびに共通関税率に関する理事会規則 2658/87 の付属書 I を改正する 2023 年 9 月 26 日付欧州委員会実施規則 2023/2364 (2023 年 10 月 31 日付官報 L 掲載)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32023R2364&qid=1700155333197>

情報技術製品の関税免除に関する 1997 年 3 月 24 日付理事会決定 97/359/EC (1997 年 6 月 12 日付官報 L155 掲載)

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:31997D0359>

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（日 EU 経済連携協定）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page4_004215.html

日 EU・EPA 解説書　日 EU・EPA の特恵関税の活用について（ジェトロ）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/eu/epa/pdf/euepa202003.pdf

(2) 概要

欧州連合（EU）の対外的な共通関税（Common Custom Tariff）を定める「合同関税品目分類表（CN : Combined Nomenclature）」は理事会規則 2658/87 で規定されており、同規則の付属書 I に、最新の分類表に基づく製品コード（CN コード）と、その標準関税率が掲載されている。付属書 I は欧州委員会規則によって年次改定される。2023 年に適用される関税品目分類および関税率は、欧州委員会実施規則 2022/1998 に規定されている。そして、2024 年に適用の関税品目分類および関税率は、欧州委員会実施規則 2023/2364 に記載されている。

EU ではこれまで、製品および部品の技術的な特徴からその目的用途を判断し、関税分類が行われてきた。ただ、近年は、情報技術、家電産業、新技術の進化や融合により、複合型あるいは多機能型のエレクトロニクス製品が増加するとともに、そのような製品を構成する各種部品も多用途型で汎用性の高い部品として製造される傾向にあり、関税分類が困難となる問題が生じている。つまり、どの機能に着目するかによって関税分類が異なる（結果的に関税の高い品目に分類を変更される）可能性がある。

特に、EU では最大 14% の関税が課されるエレクトロニクス製品と、理事会決定 97/359/EC により、関税が免除されている「情報技術協定（Information Technology Agreement : ITA）対象製品」のどちらに分類するのかが大きな争点となっている。一部の製品については EU 加盟国により分類が異なる場合があり、その結果、同じ製品を輸出しても通関をする加盟国により関税率が異なるという事態が生じている。

このような問題を解決するために、EU では製品別に関税分類委員会を設置し、技術的な検討を加え、適宜、規則などを制定している。問題に直面している（もしくはしていた）製品としては、LCD（Liquid Crystal Display）モニター、フラット・パネル・ディスプレイ、デジタル複合機、セット・トップ・ボックス、デジタルカメラ、携帯電話、自動車向けマルチメディアセンターなどが挙げられる。

この他、日 EU 経済連携協定（EPA）の発効により、日本から EU への輸出品について、これらエレクトロニクス製品を含む多くの品目の EU 側の関税が引き下げ、または撤廃され

た。2019年2月1日以降は、EU・EPAが定める要件を満たし、適切な申請を行うことで特惠税率の適用が受けられる。

2. DVI 端子付き LCD モニター

(1) 適用法令

CN コード分類に関する特定の規則を改正あるいは廃止する 2009 年 11 月 26 日付欧州委員会規則 1179/2009 (2009 年 12 月 3 日付官報 L317 掲載)

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32009R1179>

(2) 概要

LCD モニターは、コンピュータに代表される ADP 機器（自動データ処理機械）と共に使用することから、「ADP 機器 (CN コードの大分類 8471)」に分類され、関税が免除されてきた。しかし、DVI 端子付き LCD モニターについてはビデオ画像を再生することもできるようになったため、テレビ用モニターなどの分類である CN コードの大分類 8528 (関税率 14%) に分類され得るとする見解も現れた。両分類は大きく関税率を異にすることから、2004 年から 2009 年にかけて司法判断を含む大きな議論となつたが、現在 DVI 端子付き LCD モニターは、CN コード 8528 52 10 (関税率 0% (無税)) に分類され、無税となっている。

なお、小売販売店のレジなどで使用されるタッチパネル LCD モニター（欧州委員会実施規則 111/2014）や、空港や商業用の標識、展示会などで使用される情報表示用の LCD モニター（欧州委員会実施規則 112/2014）、医療診断用の X 線画像を表示する LCD モニター（欧州委員会実施規則 114/2014）、40 インチ程度の LCD モニターと ADP 機器で構成される LCD ビデオウォールディスプレイ（欧州委員会実施規則 877/2014）なども無税となっている。

（参考）DVI 端子付き LCD モニターの関税分類をめぐる経緯

オランダはかねて、DVI 端子付きプラズマモニターを CN コードの大分類 8528 に分類する欧州委員会規則 754/2004 の類推適用により、DVI 端子付き LCD モニターについても、8528 に分類し、関税率 14% を課していた。加盟国間の関税分類のばらつきを解消するため、2004 年 9 月に関税分類委員会が開かれた。そこで、EU 加盟国は、DVI 端子付き LCD モニターは ADP 機器とともに使用される場合は CN コード大分類の 8471 (ADP 機器、関税率 0% (無税)) に、インディケーター・パネルとして使用される場合は CN コード大分類の 8531 (電子シグナル表示機器、関税率 0% (無税)) に、その他の場合は CN コード大分類 8528 (テレビ用モニター、関税率 14%) に分類することで合意した。

この合意を受け、当時加盟国であった英国は、2004 年 10 月 1 日から DVI 端子付き LCD

モニターについて、DVD プレーヤー、カムコーダー、ビデオゲームとともに使用する場合、これまでの CN コード大分類 8471（関税率 0%（無税））から CN コード大分類 8528（関税率 14%）に分類を変更する関税通達を公表した。一方、ドイツは注釈（Explanatory Notes、欧州委員会が採択する共通関税率に関する注釈）あるいは分類規則が採択されるまで、この合意に従うことを拒否した。その結果、関税を賦課する国を窓口として EU への輸入を行っていた企業がドイツに窓口を変えるという事態が生じた。これを受け、2004 年 11 月に関税分類委員会が再び開かれたが、客観的な基準を設けることは難しいとの判断に至り、分類が困難な一部の製品に対し、関税賦課一時停止措置を採用する方針が採用された。

その後、DVI 端子付きの LCD モニターを無税とする分類の根拠となっていた欧州委員会規則 754/2004 は、欧州司法裁判所の Kamino 判決（下記参照）を受けて、欧州委員会規則 1179/2009 により、廃止された。このため、従来係争の対象となっていた DVI 端子付き LCD モニターや、DVI 端子付きプラズマモニターは原則的に「ADP 機器と共に使用されるブラウン管以外のモニター（CN コード：8528 51 00）」に分類され、関税が免除される格好となった。CN コード 8528 51 00 はその後、欧州委員会実施規則 2016/1821 により 2017 年から 8528 52 10（関税率 0%（無税））に変更された。

<Kamino 判決>

2009 年 2 月 19 日、DVI 端子付き LCD モニターの関税分類について、欧州司法裁判所による判決（C-376/07）が下された（2009 年 4 月 18 日付官報 C90 掲載）。本件は、LCD モニターの関税分類の解釈をめぐる、オランダ当局とオランダ国内の物流企業（Kamino Logistics International）による係争を受け、オランダ最高裁判所が欧州司法裁判所に先決裁定を求めていたものである。

判決は、（DVI 端子などにより）ADP 機器（自動データ処理機械）以外の供給源からの信号も表示できる LCD カラーモニターについて、そのことのみを理由として「ADP 関連機器（CN コード：8471 60 90、関税率 0%（無税））」の分類から除外されることはないとの解釈を示した。オランダ政府、および欧州委員会は ADP 機器以外の供給源からの信号を表示できる場合は 8471 60 90 から除外されるべきだと主張していたが、欧州司法裁判所は合同関税品目分類表（CN）84 章注 5 (B) (a) にある「主に」（ADP 機器に使用される機器）という文言に反するとして、これを否定した。判決により当該モニターは ADP 機器の一部としてみなされることとなり、関税率 0%（無税）が適用されることが決まった。

また、先決裁定の第二の争点として、当該モニターが「主に」ADP 機器に使用されるものとしてみなされるための基準を設定することが求められていたが、判決では、「ADP 機器（CN コードの大分類 8471）」に関する注釈（Explanatory Notes）の 1 章 (D) で挙げられて

いる基準を参照するのが適当であるとの判断を下した。これにより、データ処理システムに接続するためのソケットを備えるという技術的特徴のみならず、[1] 至近距離での利用を目的とする、[2] テレビ信号の表示不可、[3] 磁場放射が低い、[4] 中程度の解像度ではディスプレイのドットピッチが 0.41mm で始まるが、解像度が上がると小さくなる、[5] 15MHz 以上の帯域、[6] ビデオモニターよりスクリーン上の画素面積は小さいが、収束は大きいといった事実があれば、ADP 機器に主に使用されるものとして、関税が免除されている。

3. フラット・パネル・ディスプレイ

(1) 適用法令

関税および統計的分類表ならびに共通関税率に関する理事会規則 2658/87 の付属書 I を改正する 2013 年 9 月 26 日付理事会規則 953/2013 (2013 年 10 月 5 日付官報 L263 掲載)

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32013R0953>

(2) 概要

フラット・パネル・ディスプレイは原則的に CN コードの大分類 8528 に分類され、関税率 14% が課されるが、ADP 機器（自動データ処理機械）用のフラット・パネル・ディスプレイは「ADP 機器と共に使用されるブラウン管以外のモニター（CN コード：8528 51 00）」とされ、関税が免除されることになった（上述のとおり CN コード 8528 51 00 は、規則 2016/1821 により 2017 年から 8528 52 10 に変更）。ただ、上述の LCD モニターと同様、DVI 端子付きなどの一部の製品が ADP 機器用と認められなかつたため、問題が生じていた。

しかし、欧州司法裁判所の Kamino 判決（前出）を受けて、EU は DVI 端子付きなどのモニターについても、ADP 機器用のモニターに分類するよう措置を変更した（詳細は上記「1. DVI 端子付き LCD モニター」を参照）。その後、2013 年 9 月 26 日付理事会規則 953/2013 で、正式に ADP 機器用のフラット・パネル・ディスプレイ全般の関税率を自主的に無税とすることが定められた。（詳細は、ビジネス短信 2013 年 10 月 1 日記事「EU、フラット・パネル・ディスプレイの関税規則を修正（EU）」<<http://www.jetro.go.jp/biznews/524a399948828>> を参照）。

4. デジタル複合機

(1) 適用法令

CN コード分類に関する特定の規則を改正あるいは廃止する 2011 年 6 月 24 日付欧州委員会実施規則 620/2011 (2011 年 6 月 25 日付官報 L166 掲載)

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32011R0620>

(2) 概要

情報技術協定（ITA）では、プリンタなどパソコンに接続する機器は関税が免除される。ただ、EU はかねて、ファックス、プリンタ、コピーなど複数の機能を持つデジタル複合機についてはコピー機に近いものとみなし、コピー速度を基準とした分類に基づき、6%の関税を課してきた。

その後、2010年9月に採択されたWTOパネル報告書を受け、欧州委員会実施規則620/2011（2011年7月1日発効）が採択された。同規則では、コピー速度を基準としたこれまでの複合機の分類を廃止し、課税対象となる「主な機能として（principal function）コピー機能を持つデジタル複合機（CNコード：8443 31 20）」と、関税が免除される「デジタル複合機その他（CNコード：8443 31 80）」の2分類を創設した。なお、「主な機能としてコピー機能を持つデジタル複合機」は当初、2.2%の関税が課されていたが、欧州委員会実施規則2016/1047（2016年7月1日発効）により、無税化された。なお、CNコード8443 31 20および同8443 31 80は、規則2016/1821により、2017年から同8443 31 00（関税率0%（無税））に統合された。

<WTOパネル報告書に関する背景>

2008年5月、日本政府は米国政府とともに（同年6月には台湾も参加）、EUが本来関税率0%（無税）であるべきITA対象製品に対し不当に関税賦課しているとして、EUをWTOに提訴した。WTOは同年9月にWTOパネル（紛争処理小委員会）を設置した。WTOパネルは日本、米国、および台湾の主張をほぼ認め、EUの措置はWTOの規定に反すると判断した。EUは上級委員会に上訴しなかったため、2010年9月21日にDSB（紛争解決機関）はパネルの最終報告書を採択し、日本、米国および台湾の勝訴が確定した（詳細は、ビジネス短信2010年8月31日記事「パソコン用モニターなどへの関税賦課はWTO協定違反－WTOがパネル報告を発表－（EU）」<<https://www.jetro.go.jp/biznews/2010/08/4c7b4dbec9a90.html>>を参照）。

5. セット・トップ・ボックス

(1) 適用法令

CNコード分類に関する特定の規則を改正あるいは廃止する2011年6月24日付欧州委員会実施規則620/2011（2011年6月25日付官報L166掲載）

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32011R0620>

(2) 概要

ITA 対象品目であるセット・トップ・ボックスは、CN コード 8528 71 13（関税率 0%（無税））とされる一方で、録画、再生機能を持つデバイス（例えばハードディスク、DVD ディスクなど）を内蔵する製品に関しては、ビデオレコーダーとみなされ CN コード 8521 90 00（関税率 13.9%）に分類されてきた。

しかしこれについても、上述したコピー機能を持つデジタル複合機と同様、WTO パネル報告書を受けて改正が行われた。欧州委員会実施規則 620/2011（2011年7月1日発効）により CN コード 8528 71 13 は削除され、代わって 8528 71 15（関税率 0%（無税））が設けられた。録画機能を内蔵するセット・トップ・ボックスであっても、通信機能を本質的特性（essential character）とするものは CN コード 8528 71 15 に分類される。一方、通信機能が当該セット・トップ・ボックスの本質的特性ではないと判断された製品は、CN コード 8528 71 19 に分類され、関税率 12.3% が課されることになった。同品目の関税率は、2017 年から規則 2016/1821 により 10.5% に、その後、2018 年 7 月から規則 2017/1925 により 8.8% に引き下げられ、2019 年 7 月以降は規則 2018/1602 により 7.0%、さらに、規則 2019/1776 により 2020 年 7 月以降は 5.3% となった。そして、規則 2020/1577 により 2021 年 7 月以降は 3.5% となり、規則 2021/1832 により 2022 年 7 月以降 1.8% に、そして、規則 2022/1998 により 2023 年 7 月以降、関税率 0%（無税）となった。

なお、日 EU 経済連携協定（EPA）の発効と同時に、EU に輸入される日本製セット・トップ・ボックスに対する関税は即時撤廃される。

6. デジタルカメラ

(1) 適用法令

特定製品の CN コード分類に関する 2014 年 4 月 29 日付欧州委員会実施規則 458/2014(2014 年 5 月 6 日付官報 L133 掲載)

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32014R0458>

(2) 概要

デジタルカメラ（CN コード：8525 80 30）はかねて、ITA 対象製品として、関税が免除されてきたが、ビデオ機能つきの機種の増加に伴い、一部のデジタルカメラについてはビデオカメラと再分類し、関税を適用することが決まった。欧州委員会実施規則 2016/1047（2016 年 7 月 1 日発効）により、「テレビビデオカメラ（CN コード：8525 80 91）」には関税率 4.1%（その後段階的に引き下げられ、2019 年 7 月からは規則 2018/1602 により 1.6%、2020 年 7 月からは規則 2019/1776 により 0.8% に、2021 年 7 月以降は規則 2020/1577 により無税となつた。）を、「ビデオカメラその他（CN コード：8525 80 99）」には関税率 10.5%（2017 年に 7.0%、2018 年 7 月に 3.5% に引き下げられ、2019 年 7 月からは規則 2018/1602 により無税）

が賦課されることとなった。

デジタルカメラとビデオカメラの分類基準は、2016年6月15日付官報C214に掲載されたCNコードの注釈（2016/C214/09）で規定されている。これにより、静止画像の撮影を主目的とするデジタルカメラであっても、ビデオの画質が800×600ピクセル以上、フレームレートが23fps（フレーム/秒）以上、および動画の連続録画時間30分以上という3つの基準を満たすビデオ機能がついている場合は、「テレビビデオカメラ」もしくは「ビデオカメラその他」に分類され、関税が課される。上記の3つの条件のうち、1つ以上を満たす場合の製品は、主な機能、または欧州委員会実施規則458/2014の条件（電荷結合素子（CCD）が0.8メガピクセル程度、画質が1,600×1,200ピクセル以下、動画の画質が720×566ピクセル以下、フレームレートが50fps程度など）に応じて分類される。

なお、静止画像の画質が5メガピクセル以下、動画の画質が1,920×1,080ピクセル以下、フレームレートが30fps程度のアウトドアスポーツなどの撮影に使うアクションカメラは「ビデオカメラその他」に分類され、欧州委員会実施規則876/2014に基づき関税（10.5%）が課されていたが、EU司法裁判所が2017年3月22日に同規則を無効とする裁定を下したことを受け、2017年11月21日に同規則は廃止された（欧州委員会実施規則2017/1977）。当該カメラはCNコード8525 80 91に分類されている（同コードに課される関税は3.3%であったが、2018年7月から2.5%、2019年7月から1.6%、2020年7月から0.8%に引き下げられ、2021年7月以降は無税となった）。また、日EU・EPAの発効と同時に、EUに輸入される日本製デジタルカメラに対する関税は即時撤廃される。

7. 携帯電話

(1) 適用法令

特定製品のCNコード分類に関する2009年8月4日付欧州委員会規則717/2009(2009年8月7日付官報L205掲載)

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32009R0717>

(2) 概要

多機能携帯電話（スマートフォンやフィーチャーフォンなど）については、「携帯電話」の分類とせず、それぞれの機能を考慮した関税が賦課されるべきだという議論もあったが、携帯電話機能が主たる機能である場合、携帯電話（CNコード8517 12 00）として、WTOの情報技術協定（ITA）対象製品と認識され、現在は無税扱いとなっている。

（参考）多機能携帯電話の関税分類をめぐる経緯

欧州委員会は2008年12月、テレビやGPSなどの機能を備えた多機能携帯電話（スマートフォンやフィーチャーフォンなど）を「携帯電話」の分類から除外し、それぞれの機能を踏まえ、最大14%の関税を賦課することを提案した。これに対し、欧州の携帯電話メーカーや、北欧を中心とする加盟国から強い反対意見が寄せられていた。

これを踏まえて検討した結果、欧州委員会規則717/2009（2009年8月27日発効）により、多機能携帯電話であっても、SIM（加入者識別モジュール）を装備する製品で、携帯電話機能が当該製品の他の機能に優先する（特に着信呼び出しが使用中の他機能より優先される）場合は「携帯電話（CNコード8517 12 00）」として無税扱いとなることが決まった。また、2009年8月7日付官報C185に掲載されたCNコードの注釈（2009/C185/01）により、携帯電話のサイズや機能に関する5つの特徴が定義されたほか、インターネット接続やIPネットワーク上での音声を送受信（VoIP）、ラジオ・テレビ信号の受信といった機能を備える場合も、携帯電話として認められることが規定された。

8. 自動車向けマルチメディアセンター

(1) 適用法令

特定製品のCNコード分類に関する2014年4月29日付欧州委員会実施規則459/2014(2014年5月6日付官報L133掲載)

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32014R0459>

(2) 概要

自動車向けの多機能機器（カーナビを含むマルチメディアセンター）は、「スクリーン対角線が33.2cm以下のLCDカラービデオモニター（CNコード：8528 59 40）」に分類されていた。LCDモニターのほか、リアビューカメラなど外部からのビデオ信号を受信することが可能で、追加モニターの装着や画像・音楽再生機能などを備えたものが含まれる。これらは音声再生、ビデオ再生、ラジオ受信機能等を搭載していても、これらの機能は本質的特性ではないと判断されたため、この分類の適用となった。

欧州委員会実施規則459/2014（2014年7月1日発効）によりCNコード8528 59 40は削除され、代わって8528 59 70が設けられた。従来型の車載マルチメディアセンターは、TARICコード8528 59 70 10（規則2016/1821により2017年から8528 59 00 10に変更。その後、廃止）に、タッチスクリーン機能が付いた車載マルチメディアセンターは8528 59 70 20（規則2016/1821により2017年から8528 59 00 20に変更）に分類され、2024年末まで自主的関税停止措置が適用される（詳細はPDFファイル「[対日輸入適用税率　関税賦課一時停止措置詳細](#)」を参照）。EU・EPAの発効後、日本産の当該物品に対する関税率は段階的に引き下

げられ、11年目に完全に撤廃される。